

沖縄県地域福祉支援計画



平成28年3月

 沖縄県

はじめに

～安全・安心な沖縄らしい優しい社会の構築をめざして～



近年における急速な少子高齢化の進行や価値観の多様化など、社会情勢が大きく変化する中で、地域における住民同士のつながりが希薄化してきており、地域で孤立する人々の増加、子育ての不安やストレスによる児童虐待、子どもの貧困の深刻化、老人の孤独死など、地域福祉を取り巻く課題も増加しております。

特に、沖縄の未来を担う子どもの成長を支えるため、子どもの貧困対策に全力で取り組んでいく必要があります。

このような中で、地域で暮らす全ての住民が人としての尊厳を持ち、安心して暮らしていける社会をつくるためには、行政をはじめ、地域福祉を担っている社会福祉関係者、NPO、ボランティアや地域住民などが連携、協働し、地域での課題を解決していくことが求められています。

そこで、沖縄県では、子どもが健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる環境づくりや、高齢者や障害者を含めた全ての県民が安心して暮らせる地域社会を目指して、「沖縄県地域福祉支援計画」を策定しました。

この計画は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を福祉分野から推進するための具体的なプログラムとして、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法、子ども子育て支援法等の福祉関連法令や、子どもの貧困対策についての計画等の福祉分野関連計画と連携しつつ、整合性を図るため策定いたしました。

沖縄県では、この計画で示されたユイマールやイチャリバチョーデーなどに象徴される県民の心に根ざした相互扶助の精神を発展させ、「安全・安心な沖縄らしい優しい社会の構築」を目指していくための各種施策に取り組んでいくこととしております。

この計画に基づく取り組みにあたっては、県民の皆さまとの協働による推進に努めてまいりたいと存じますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画づくりに際して、貴重なご意見を賜りました沖縄県社会福祉審議会地域福祉専門分科会の委員の皆さまをはじめ、関係各位に対し、心から感謝を申し上げます、ごあいさついたします。

平成28年3月

沖縄県知事 翁長 雄志

沖縄県地域福祉支援計画

～安全・安心な沖縄らしい優しい社会の構築をめざして～

目 次

第1章 計画策定の趣旨等

第1	計画策定の趣旨	2
第2	計画の性格と位置づけ	2
第3	他の計画との関係	3
第4	計画の期間	3

第2章 現状と課題

第1	地域福祉を取り巻く現状	
1	地域福祉を取り巻く社会状況	6
	(1) 人口構造の変化	
	(2) 子どもを取り巻く状況	
	(3) 高齢者を取り巻く状況	
	(4) 障害のある人を取り巻く状況	
	(5) 生活困窮者や生活保護受給者等を取り巻く状況	
2	地域福祉の現状	15
	(1) 民生委員・児童委員の活動状況	
	(2) ボランティアの活動状況	
	(3) 権利擁護の状況	
	(4) 地域コミュニティの希薄化	
3	市町村における地域福祉計画の策定状況	17

第2	地域社会が抱える福祉課題	
1	社会の変化	18
	(1) 少子高齢化の進行	
	(2) 世帯構造の変化	
2	地域の福祉課題	22
	(1) 安心して暮らせる地域社会	
	(2) 福祉人材の確保について	

第3章 計画の目標と支援施策の展開

第1	計画の目標	26
第2	支援施策の展開	27
1	安心して暮らせる地域福祉の仕組みづくり	
	(1) 福祉セーフティネットの形成	28
	ア 見守り・支え合い体制の整備	
	イ 生活困窮者の支援体制の整備	
	(2) 共助・共創の地域づくり	29
	ア 民生委員・児童委員活動の推進	
	イ 地域における福祉活動の充実	
	(3) 災害時の支援体制づくり	29
	ア 災害時要支援者避難計画の策定促進等	
2	地域福祉を支える担い手づくり	31
	(1) 地域福祉活動を支える人材の育成	
	ア 市町村社協職員等の資質向上	
	イ コミュニティソーシャルワーカーの育成・配置	
	ウ ボランティアやNPO等の活動の促進	

(2) サービスを担う人材の確保	32
ア 福祉人材の養成・確保	
イ 福祉人材の質の向上	
ウ 魅力ある福祉の職場づくり	
3 安心できる地域福祉サービスの基盤づくり	
(1) 地域の人々を支える相談支援体制の充実・強化	35
ア 権利擁護の推進	
イ 相談支援体制の整備・充実	
(2) サービスの質の向上	37
ア 第三者評価の受審促進	
イ 福祉サービスに関する苦情を解決する体制整備	
4 安心して子育てのできる地域社会づくり	38
(1) 子どもの貧困対策の推進	
(2) 要保護児童やひとり親家庭等への支援	
(3) 地域における子育て支援の充実	
5 市町村地域福祉計画の策定の支援・促進	39

第4章 地域福祉の推進に向けた各主体の役割

1 県の役割	42
2 市町村の役割	42
3 県社会福祉協議会の役割	43
4 市町村社会福祉協議会の役割	43

5	沖縄県共同募金会の役割	43
6	社会福祉法人の役割	43
7	各種専門職団体の役割	44
8	企業等の役割	44
9	民生委員・児童委員の役割	44
10	ボランティア・NPOの役割	44
11	地域住民の役割	45

第5章 計画の推進について

第1	計画の推進体制	48
1	県の推進体制	
2	市町村・関係団体・地域住民等との連携	
第2	計画の進行管理	48
1	施策・事業の推進	
2	進捗状況の把握と公表	

用語解説

用語解説	52
------	----

参考資料

1	策定委員会の名簿等	58
2	その他資料	60

沖縄県地域福祉支援計画

第1章 計画策定の趣旨等

- 第1 計画策定の趣旨
- 第2 計画の性格と位置づけ
- 第3 他の計画との関係
- 第4 計画の期間

第1章 計画策定の趣旨等

第1 計画策定の趣旨

急速な少子高齢化の進行や家族形態の変化、価値観の多様化など暮らしが変わる中、地域における社会的なつながりが希薄化し、家庭や地域の福祉を取り巻く環境は大きく変化してきています。

このような中、地域社会に暮らす全ての住民が人としての尊厳を持ち、安心して暮らしていけるよう、行政をはじめ、地域福祉を担っている社会福祉関係者、NPO、ボランティアや地域住民などが連携、協働し、地域の実情に即した地域づくりを推進していくことが求められています。

国においては、社会保障と税の一体改革が進められ、世代を問わず一人ひとりが安心して暮らせる社会を実現するため、子どもからお年寄りまで、切れ目なく全世代を対象とする社会保障の充実を図ることとしています。

本県では、これまで沖縄振興開発計画等の下に策定された「福祉保健計画」や「福祉保健推進計画」に基づき、全ての人が安心して生き生きと暮らせる地域福祉社会の形成を目指し、各種施策を展開してきました。

本県の合計特殊出生率は全国1位を維持しているものの、平成元年以降は人口を維持する水準を下回っており、緩やかながら少子化傾向は進行しています。また、「団塊の世代」が75歳以上の高齢者になる平成37年（2025年）には、県民のおよそ4人に1人が高齢者となる社会が到来することが見込まれています。

これらの状況を踏まえ、県においては、子どもが健やかに生まれ育ち、豊かな可能性が発揮できる環境づくりや、高齢者や障害者を含めた全ての県民が安心して暮らせる地域社会を目指して、「沖縄県地域福祉支援計画」を策定することとしました。

第2 計画の性格と位置づけ

この計画は、社会福祉法第108条の規定による都道府県地域福祉支援計画として作成するものであり、市町村の地域福祉を支援する計画です。

県民をはじめ、市町村、ボランティア団体・NPO法人、福祉関係団体、企業等が地域福祉に関する活動を行う上で共通の指針となるものです。

第3 他の計画との関係

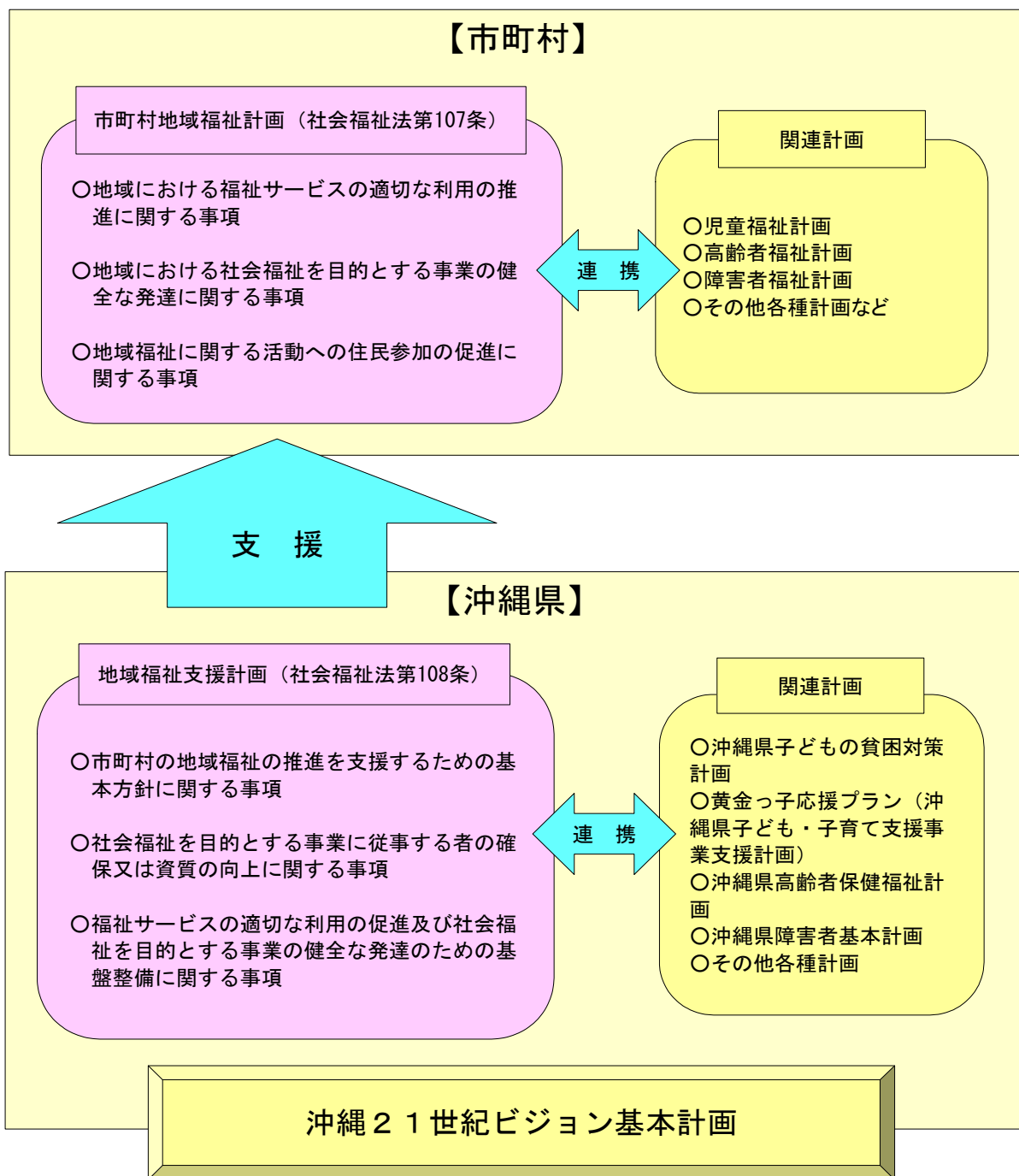
本計画は、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を福祉分野から推進するための具体的なプログラムとしての性格を有するものであり、他の福祉分野関連計画と連携・整合性を図りながら、地域福祉に関する施策を推進するものです。

第4 計画の期間

計画期間は、平成28年度から平成33年度までの6年間とします。

なお、計画の内容は、市町村の地域福祉計画の策定状況や制度改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

沖縄県地域福祉支援計画の位置づけ



第2章 現状と課題

- 第1 地域福祉を取り巻く現状
- 第2 地域社会が抱える福祉課題

第2章 現状と課題

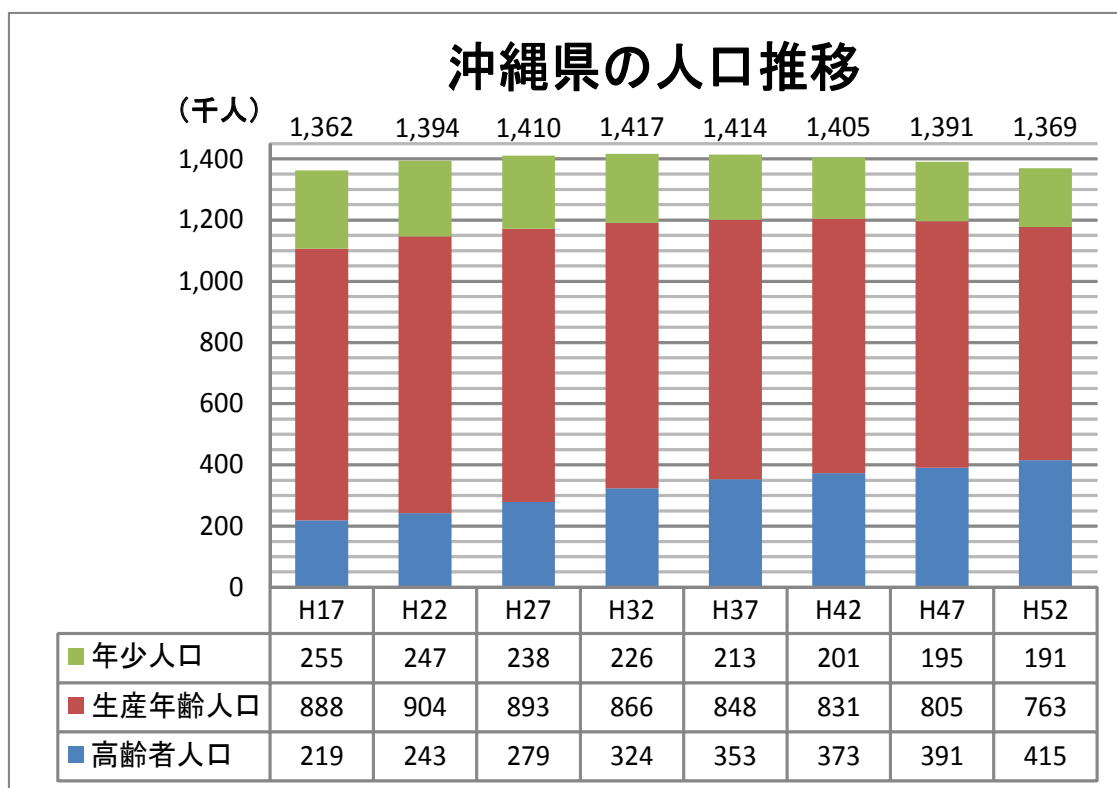
第1 地域福祉を取り巻く現状

1 地域福祉を取り巻く社会状況

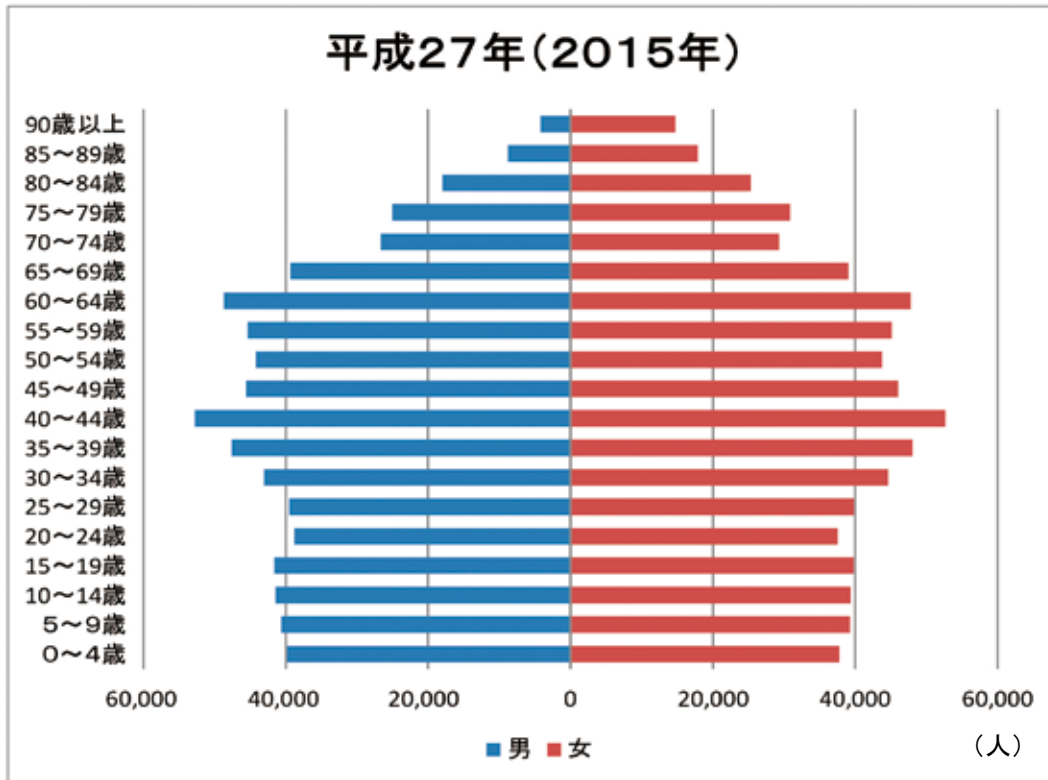
(1) 人口構造の変化

沖縄県の総人口は、増加基調で推移してきましたが、平成37年前後にピークを迎えた後に減少に転じるものと見込まれており、人口減少社会となることが予測されています。

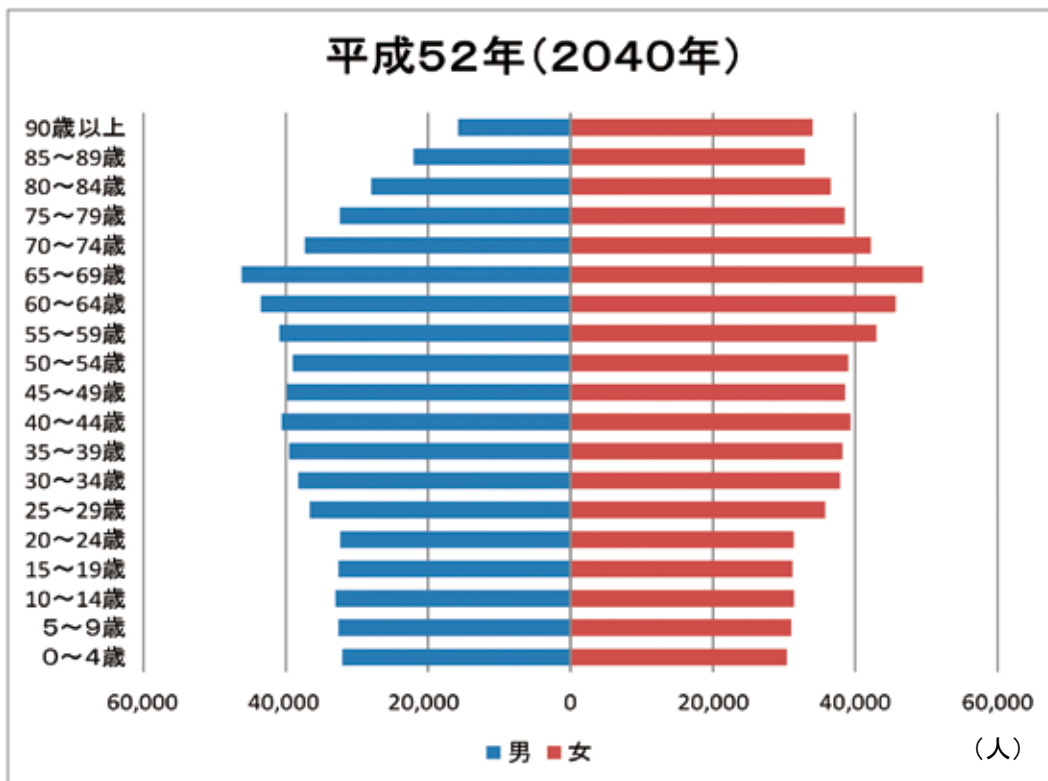
年齢別の人口構成を見ると、「年少人口」（0～14歳）や「生産年齢人口」（15～64歳）は減少していく一方、「高齢者人口」（65歳以上）は増加していくことが見込まれ、高齢化が進んでいくものと予測されています。



（出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」）



(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」)



(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」)

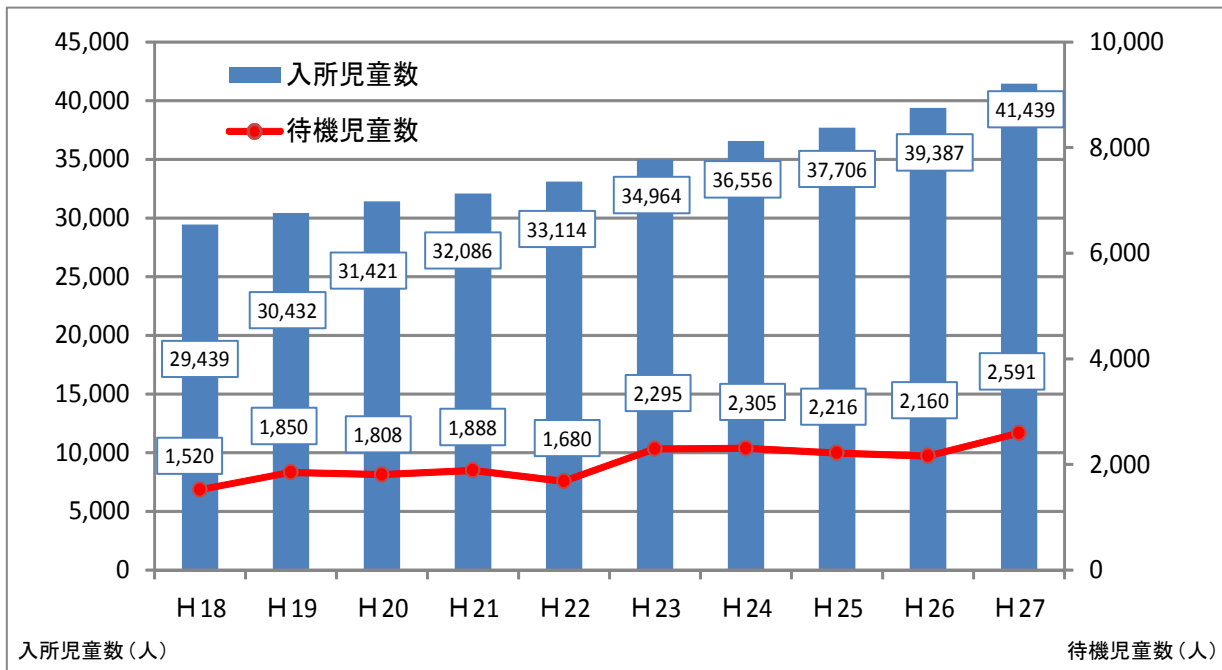
(2) 子どもを取り巻く状況

本県の総人口に占める子どもの割合は、17.5%（平成26年10月1日現在）で全国で最も高くなっています。しかし、待機児童の数も2,591人（平成27年4月1日現在）で東京に次いで多く、待機児童率で見ると、6.3%で全国1位となっている他、核家族のうち6歳未満児のいる世帯やひとり親家庭等の割合も高いことなど、保育サービスのニーズは非常に高い状況にあります。

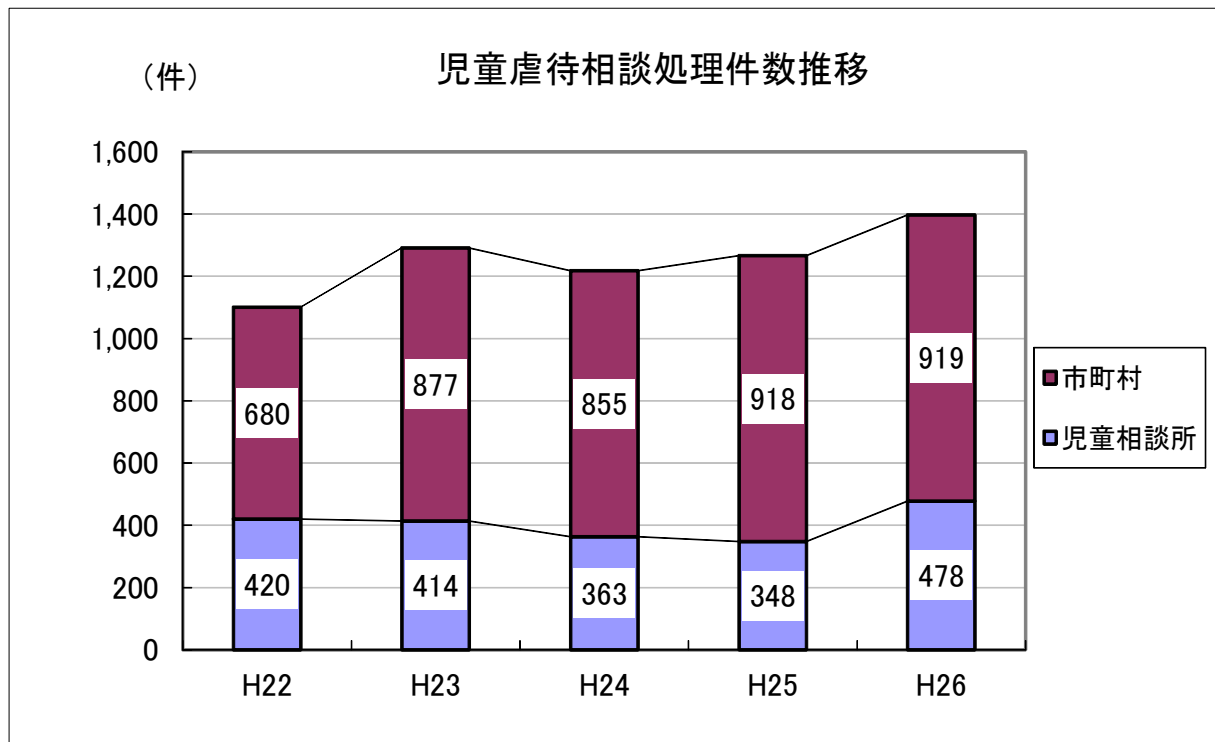
また、近年における核家族化の進展、地域とのつながりの希薄化による子育てへの負担や不安の高まり、経済的な問題等、様々な要因が絡み合って、児童虐待に関する相談処理件数は依然として増加傾向にあります。

少子化傾向が進行する今後において、女性の社会進出による経済社会を活性化する観点から、仕事と子育ての両立を希望する方を支援する環境を整備し、支援や保護などが必要な子どもへの総合的な支援体制を整え、安心して子どもを育てられる、子どもが安全に成長できる社会を作る必要があります。

保育所の入所児童数と待機児童数の推移



(出典：沖縄県子育て支援課調べ)



(出典：福祉行政報告例)

(3) 高齢者を取り巻く状況

本県の高齢者人口は、平成27年3月現在約27万3千人で、そのうち65歳以上75歳未満の高齢者は約13万2千人、75歳以上の高齢者は約14万1千人となっています。

本県の高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の割合）は、平成27年3月現在で19.1%となっており、平成22年度と平成26年度を比較すると、高齢化人口の伸び率は約14.2%となっています。

また、高齢者虐待件数については、平成26年度は145件となっており、平成22年度以降、増減を繰り返しながら推移しています。

【高齢者人口と高齢化率の推移】

(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
人口総数	1,396,898	1,406,332	1,413,733	1,420,002	1,426,097
高齢者人口（65歳以上人口）	239,040	242,125	253,078	262,070	273,070
65歳以上75歳未満	116,530	114,564	120,546	125,066	132,039
75歳以上	122,510	127,561	132,532	137,004	141,031
高齢化率	17.1%	17.2%	17.9%	18.5%	19.1%

資料：人口総数については、沖縄県企画部統計課「県推計人口」（各年度3月値）より作成

高齢者人口については、沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課「介護保険事業状況報告」

（平成26年度は介護保険事業状況報告年報速報値、その他の年度は介護保険事業状況報告年報確定値）

【高齢者虐待件数の推移】

(単位：人)

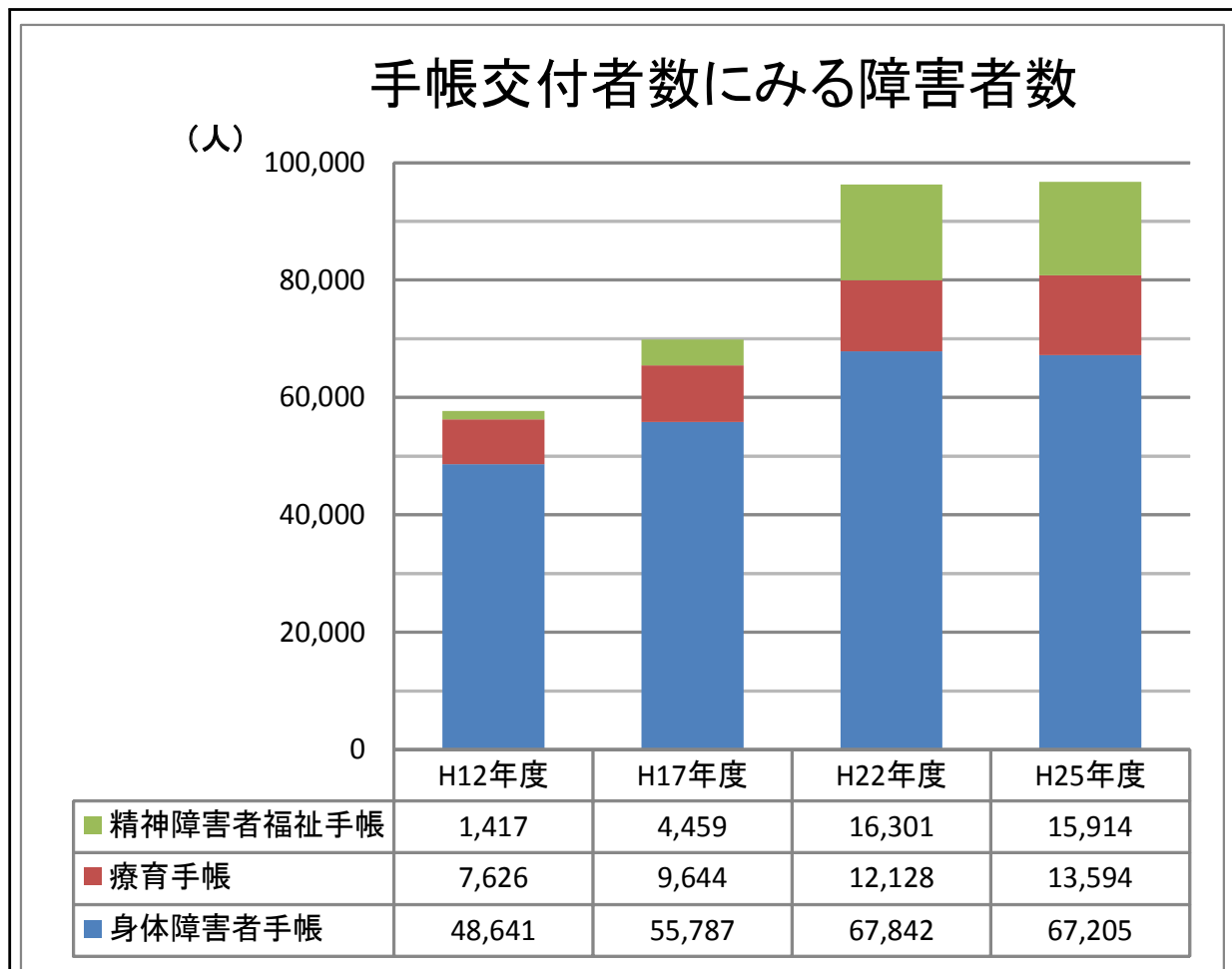
虐待者	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要介護施設従事者	1	3	0	2	3
養護者	178	135	176	148	142
合計	179	138	176	150	145

資料：沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課「沖縄県高齢者保健福祉計画」

(4) 障害のある人を取り巻く状況

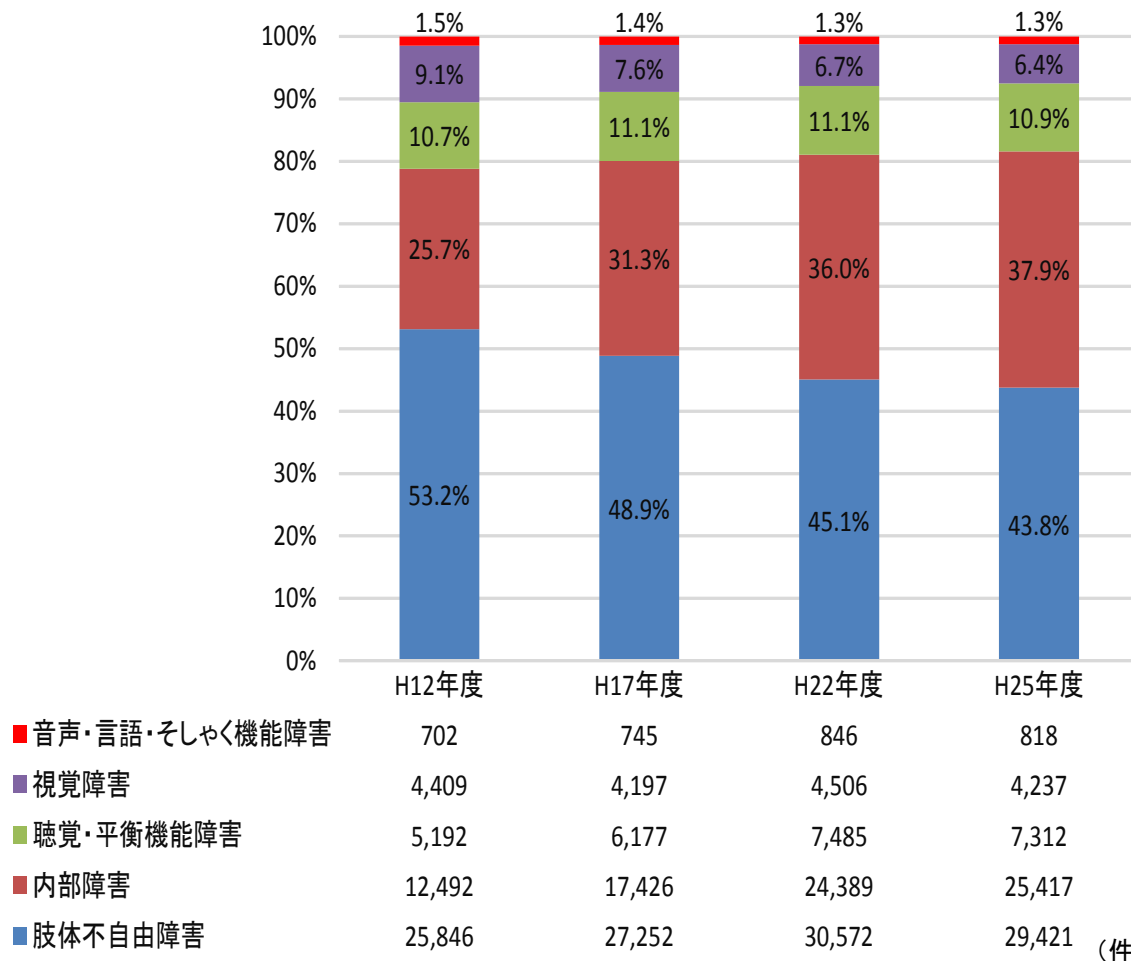
沖縄県の障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、身体障害者手帳）の交付数は、平成25年度末で96,715人となっており、近年では精神障害者福祉手帳交付数の伸び率が高くなっています。最も交付数の多い身体障害者手帳における障害区分の傾向としては、肢体不自由（43.8%）、内部障害（37.9%）の割合が高くなっています。

また、障害者に対する虐待件数については、養護者によるものが平成25年度には58件、平成26年度には38件であり、障害者福祉施設従事者等によるものが、平成25年度には4件、平成26年度には8件となっています。



（出典：第4期障害福祉計画）

身体障害者手帳交付台帳搭載件数（件数及び構成比）



(出典：第4期障害福祉計画)

(5) 生活困窮者や生活保護受給者等を取り巻く状況

近年、社会経済環境の変化に伴い、全国的に生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、生活の不安定さが、社会不安や虐待、孤立といった地域の福祉課題に深く影響しています。

本県では、ニートの割合（4.6%）、雇用者数に占める非正規雇用率（41.2%）、給与所得者のうち年収200万円以下の割合（31.1%）とも全国で最も高くなっています。平成27年度から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、複合的な課題を抱える生活困窮者が制度の狭間に陥ることがないように、包括的な支援を実施していくことが必要となっています。

被保護世帯数や保護率は増加傾向にあり、平成26年度の被保護者世帯を類型別にみると「高齢者世帯」が46.4%と最も高い割合を占めています。

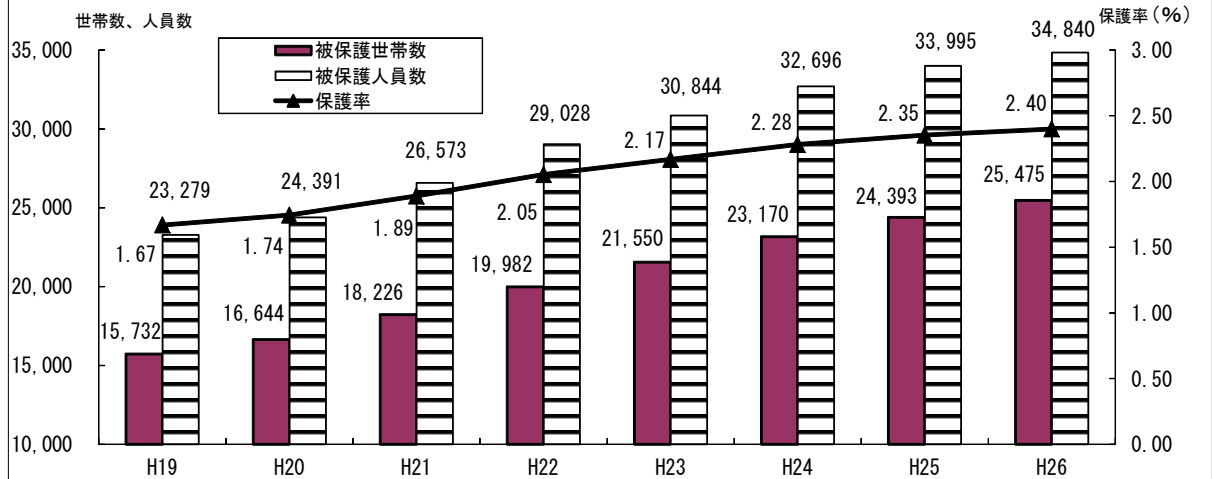
ニート、非正規雇用、年収200万円以下の割合【沖縄、全国】

	ニート (%)	非正規雇用 (%)	年収200万円以下 の給与所得者 (%)
沖縄県	4.6	41.2	31.1
全国平均	2.1	37.4	24.0

資料：ニート及び非正規雇用については、「平成26年労働力調査」（総務省統計局、沖縄県企画部統計課）

年収200万円以下の給与所得者については、「平成26年民間給与実態統計調査」（国税庁）

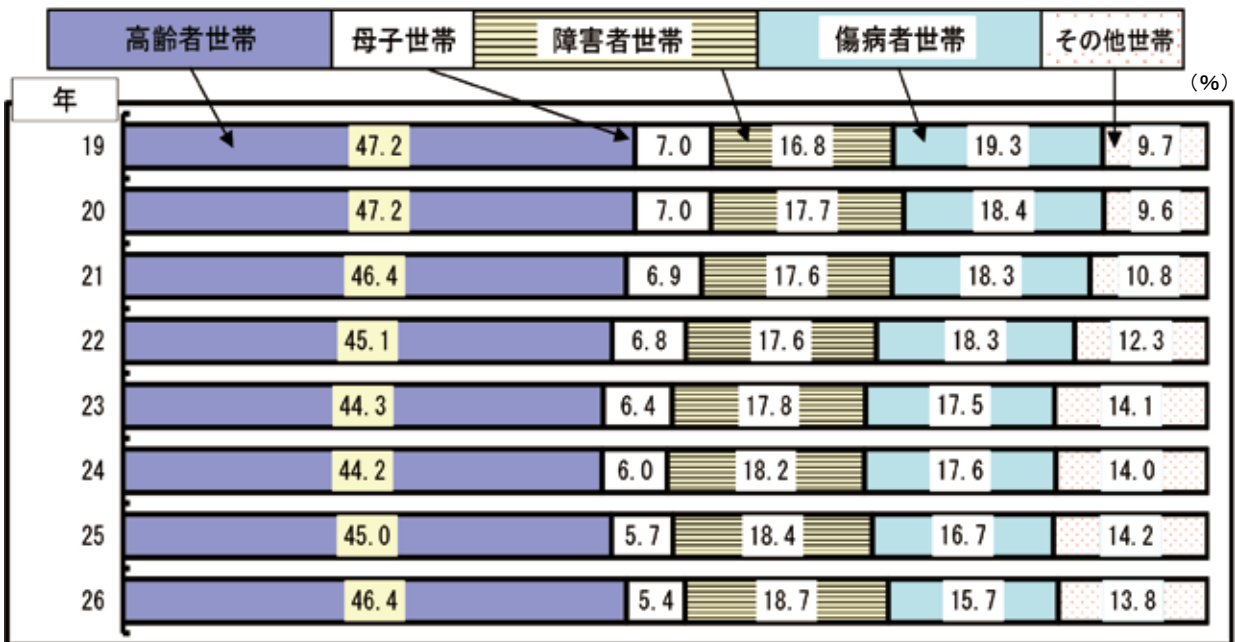
被保護世帯数、被保護人員数、保護率の推移



年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
被保護世帯数	15,732	16,644	18,226	19,982	21,550	23,170	24,393	25,475
被保護人員数	23,279	24,391	26,573	29,028	30,844	32,696	33,995	34,840
保護率	1.67	1.74	1.89	2.05	2.17	2.28	2.35	2.40

(出典：沖縄県の生活保護)

世帯類型別の被保護世帯数の推移（構成比）



(出典：沖縄県の生活保護)

2 地域福祉の現状

(1) 民生委員・児童委員の活動状況

本県では、約2,000人の民生委員・児童委員が、地域に住む方々の身近な相談相手として活動を行っています。その活動は、高齢者宅への見守り活動や児童生徒の健全育成などの相談・支援、災害時における要支援者の安否確認や避難誘導といった地域防災活動など多岐にわたっています。

本県における民生委員・児童委員の充足率は89.4%（平成27年12月1日現在）であり、全国で最も低い状況となっているため、その確保を図っていく必要があります。

(2) ボランティアの活動状況

沖縄県ボランティア・市民活動支援センターが県内41市町村社会福祉協議会に行った「平成26年度市町村社会福祉協議会 地域活動・ボランティア団体把握調査」によると、本県では541団体がボランティア登録を行っており、会員総数は24,897人となっています。

地域活動を行うボランティア及びNPO法人を対象として平成24年度に実施した活動実態調査によると、活動分野は、「福祉分野」（69.5%）が最も多く、次いで、「子どもの健全育成」（24.4%）、「まちづくり」（23.6%）などとなっています。

(3) 権利擁護の状況

虐待などから高齢者や障害者を守る取り組みが重要となっています。県民が安心して暮らすことができる社会の実現に向け、高齢者や障害者の権利擁護を推進する必要があります。

認知症高齢者、精神障害者、知的障害者などの判断能力が十分でない方の権利を擁護し、地域で自立した生活を送れるよう支援する仕組みとして、福祉サービスの利用手続きの援助や、日常的な金銭管理などを行う日常生活自立支援事業、財産管理や福祉施設への入退所など生活全般を支援する成年後見制度があります。

日常生活自立支援事業は、沖縄県社会福祉協議会に設置された福祉サービス利用支援センター、県内の基幹的社会福祉協議会の専門員や

生活支援員が、他の市町村社会福祉協議会と連携を図りながら支援を実施しています。

また、沖縄県社会福祉協議会に設置された地域生活定着支援センターで、高齢や障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等に対し、保護観察所等と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を行う地域生活定着支援事業を実施しています。

(4) 地域コミュニティの希薄化

家族形態の変化や人口の都市集中、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域のつながりが薄れ、子育てや高齢者、障害者への支援、災害時の助け合いなど、さまざまな課題が生じています。

地域課題が複雑化する中で、自治会等の地域で住民が支え合い助け合うことは必要不可欠であり、地域コミュニティの再構築が必要となっています。

3 市町村における地域福祉計画の策定状況

本県の市町村における平成26年度末時点での地域福祉計画の策定状況は、41市町村中21市町村（11市5町5村）で、策定割合は51.2%となっております。県内すべての市においては策定済みとなっておりますが、町村については20町村が未策定となっており、全国平均と比較して策定割合が低くなっています。

この計画は、住民と行政との協働による地域福祉を推進する上での重要な計画であることから、引き続き策定を促進する必要があります。

また、策定済みの市町村にあっても、策定から概ね5年をもって、計画の見直しを行うことが必要です。

【地域福祉計画策定状況（平成27年3月31日時点）】

区分	策定済み市町村数	全市町村数	策定割合
県内市	11	11	100.0%
全国市区	706	813	86.8%
県内町村	10	30	33.3%
全国町村	485	928	52.3%
県内市町村	21	41	51.2%
全国市町村	1,191	1,741	68.4%

資料：厚生労働省「市町村地域福祉計画策定状況等調査結果」より作成

第2 地域社会が抱える福祉課題

1 社会の変化

(1) 少子高齢化の進行

本県の人口は、「年少人口」（0～14歳）、「生産年齢人口」（15～64歳）は減少していく一方、「高齢者人口」（65歳～）は増加していくことが予想されています。平成37年には35万3千人にまで増加し、高齢化率も25.0%（4人に1人が高齢者になる）と見込まれています。

高齢化率は全国平均よりも低い水準で推移するものと見込まれていますが、本県でも確実に高齢化率は上昇し、平成32年には高齢化率が21%を越え、超高齢社会になると見込まれています。

また、本土復帰以降、本県の合計特殊出生率は、全国で最も高い水準を維持しているものの、少子化傾向が進行しており、平成元年（1989年）以降、人口を維持する水準である2.07を下回る状況が続いています。本県の人口は、現在も増加基調にありますが、このまま推移すれば平成37年（2025年）前後にピークを迎え、それ以降は減少に転じることが見込まれています。

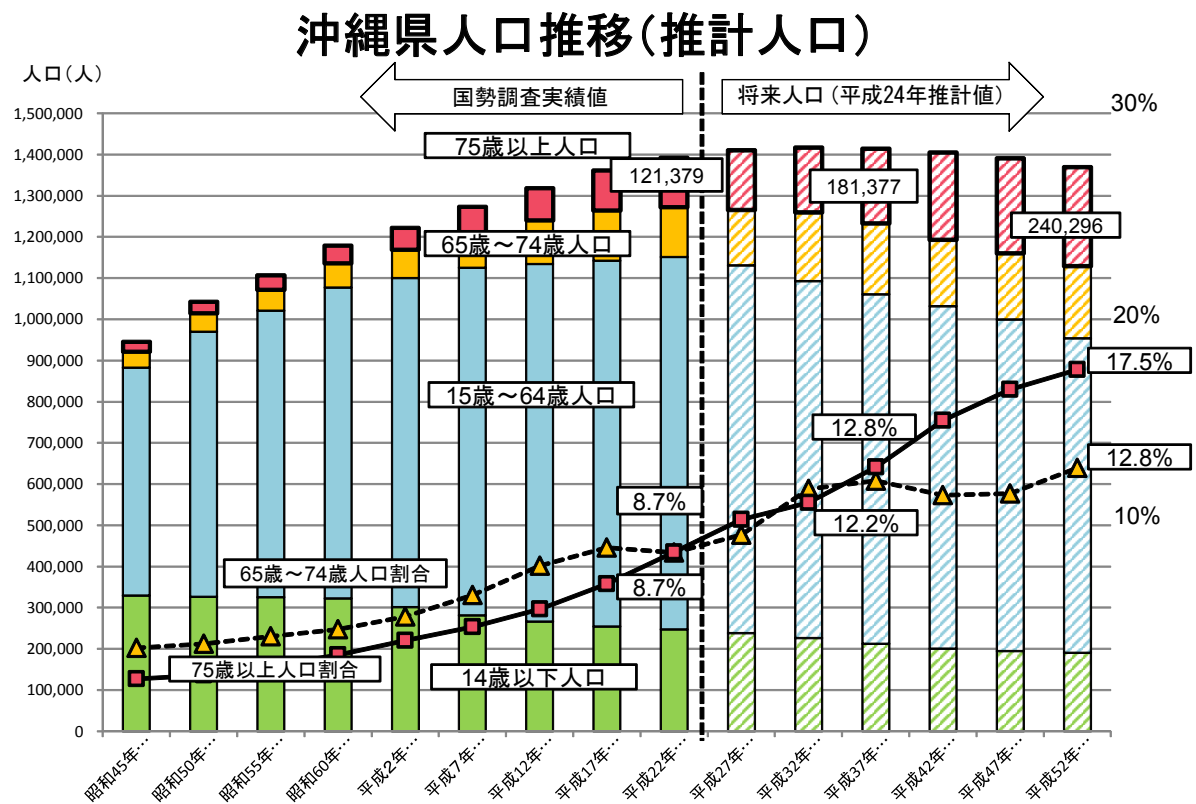
本県の少子化傾向がこのまま進行すれば、現行の枠組みで社会保障制度を維持することが困難となることが懸念されることから、仕事と子育ての両立を支援する体制の整備等、安心して子どもを産み、育てやすい環境づくりが求められています。

【高齢者人口及び年齢区分別人口の長期的な推移】

(単位:人)

	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年
総人口	1,410,269	1,416,876	1,414,154	1,404,887	1,390,796	1,369,408
年少人口	238,404	226,435	212,502	200,718	194,790	190,563
生産年齢人口	892,609	866,415	848,273	831,211	804,888	763,398
高齢者人口	279,256	324,026	353,379	372,958	391,118	415,447
65歳以上75歳未満	134,380	166,666	172,002	161,051	160,448	175,151
75歳以上	144,876	157,360	181,377	211,907	230,670	240,296
高齢化率(沖縄県)	19.8%	22.9%	25.0%	26.5%	28.1%	30.3%
高齢化率(全国)	26.8%	29.1%	30.3%	31.6%	33.4%	36.1%

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計値）より作成



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計値）、「日本の将来推計人口」（平成24年1月推計値）より作成

(2) 世帯構造の変化

本県の「高齢者世帯」（世帯主が65歳以上）の割合は増加傾向にあり、そのうち特に「単独世帯」及び「夫婦のみ世帯」が増加していくと見込まれています。

平成37年には、全世帯58万世帯のうち、20万6千世帯が高齢者世帯となり、そのうち6万9千世帯が「単独世帯」、5万2千世帯が「夫婦のみ世帯」となると見込まれています。

平均世帯人員は、全国と比較すると高水準で推移しますが、減少傾向で推移すると見込まれています。

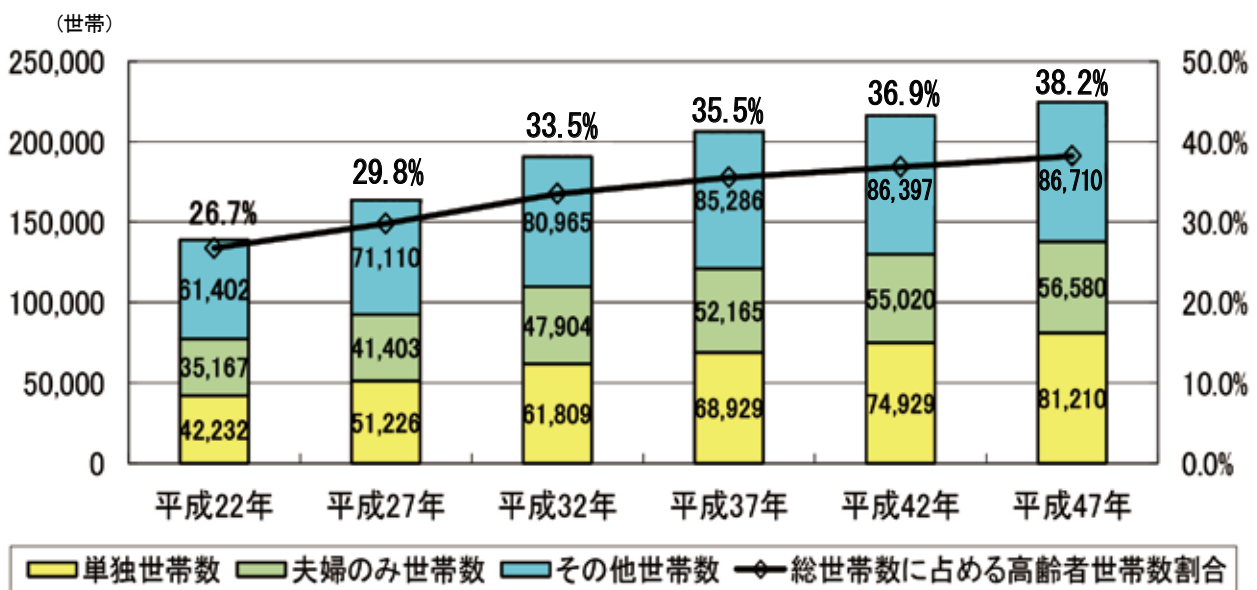
一方、子育て世帯の状況としては、平成25年度に実施した「沖縄

県ひとり親世帯等実態調査」によると、本県のひとり親世帯は増加傾向にあり、約55万世帯のうち母子世帯が約3万世帯、父子世帯が約5千世帯と推計されます。

ひとり親家庭においては、子育てと生計を一人で担っているため、日常生活全般にわたり様々な困難を抱え、昨今の厳しい経済情勢とも相まって、これらの世帯の約8割が「生活が苦しい」と感じており、その生活は厳しい状況にあります。

ひとり親家庭の生活の安定を図り、もってその子どもの健全育成を図るため、親への就業、子育て・生活、経済的支援等や子どもへの学習支援等の総合的な支援を行う必要があります。

【高齢者世帯数等の推移】

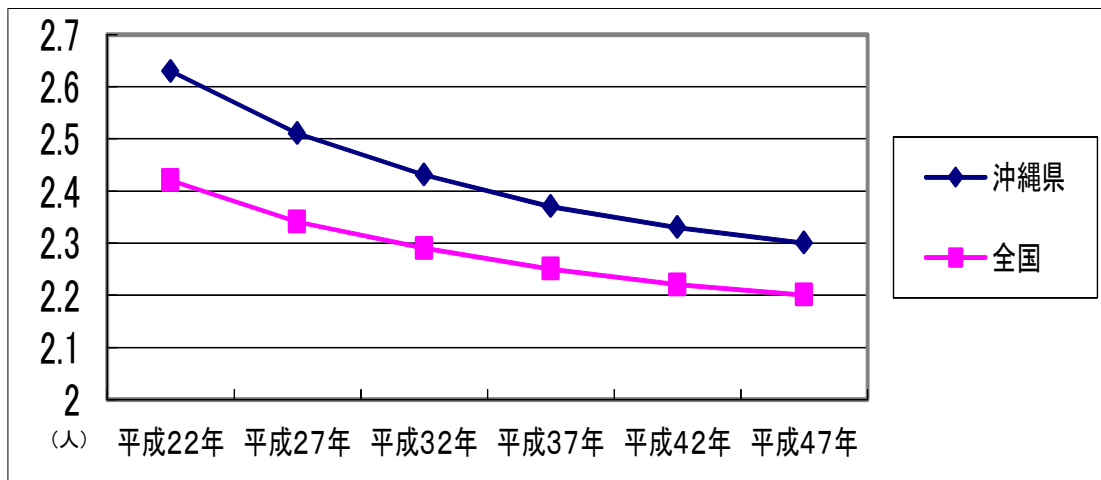


(単位:世帯数)

	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年
総世帯数	519,188	549,468	569,151	580,781	586,872	587,318
総世帯数に占める高齢者世帯数割合	26.7%	29.8%	33.5%	35.5%	36.9%	38.2%
高齢者世帯数に占める単独世帯数割合	30.4%	31.3%	32.4%	33.4%	34.6%	36.2%
高齢者世帯数に占める夫婦のみ世帯数割合	25.3%	25.3%	25.1%	25.3%	25.4%	25.2%
高齢者世帯数に占めるその他世帯数割合	44.2%	43.4%	42.5%	41.3%	39.9%	38.6%

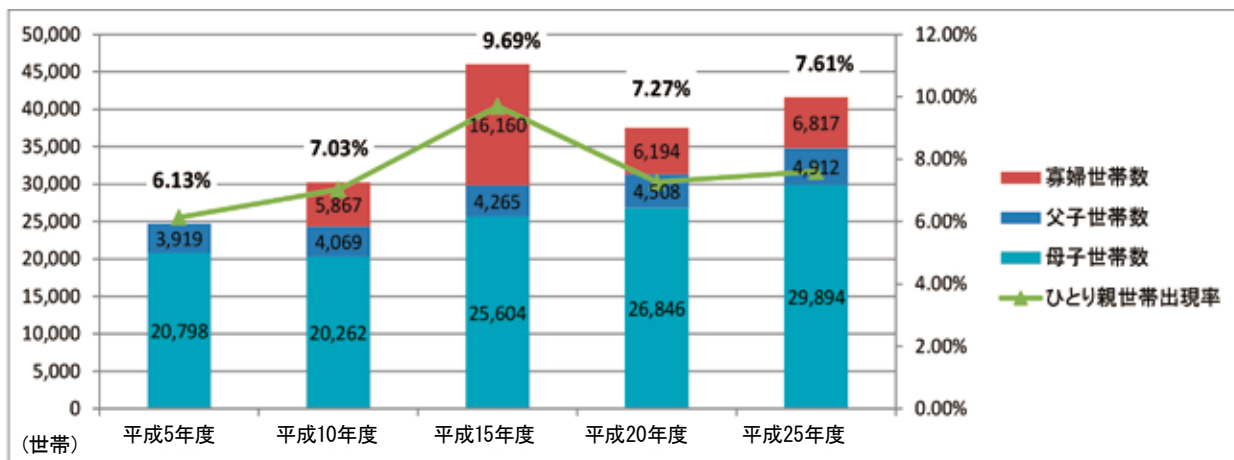
資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」平成26年4月推計値より作成

【平均世帯人員の推移】



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯の将来推計（都道府県別推計）」（平成26年4月推計値）より作成

【ひとり親世帯数及び出現率の推移】



調査年度	世帯総数	ひとり親世帯 計		母子世帯		父子世帯		寡婦世帯		
		世帯数	出現率	世帯数	出現率	世帯数	出現率	世帯数	出現率	
平成5	1993	403,350	24,717	6.13%	20,798	5.16%	3,919	0.97%	-	-
平成10	1998	429,799	30,198	7.03%	20,262	4.71%	4,069	0.95%	5,867	1.37%
平成15	2003	474,797	46,029	9.69%	25,604	5.39%	4,265	0.90%	16,160	3.40%
平成20	2008	516,727	37,548	7.27%	26,846	5.20%	4,508	0.87%	6,194	1.20%
平成25	2013	547,288	41,623	7.61%	29,894	5.46%	4,912	0.90%	6,817	1.25%

資料：沖縄県福祉保健部「平成25年度沖縄県ひとり親世帯等実態調査」より作成

2 地域の福祉課題

(1) 安心して暮らせる地域社会

地域の福祉ニーズは多様化しており、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、住民同士の支え合いがますます重要となってきます。

特に地域における社会的孤立を防ぎ、高齢者等への支援や日常的な見守り・支え合いを行う体制づくり、地域ネットワークづくり等が必要となっています。

また、障害児者の地域生活を支援するためには、ニーズに応じたサービスの調整や、制度外サービスを含めた社会資源の改善及び開発が不可欠です。

そのため、地域住民、行政、ボランティアなどが連携し、住民同士の支え合い活動の充実を図っていくことが求められます。

県では、自治体、住民組織、NPO、福祉サービス事業者等との協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先駆的・パイロット的事業の立ち上げ支援など、日常的な支え合い活動の体制づくりの立ち上げに対して助成を行っています。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき県や市町村の障害者自立支援協議会において、障害児者の地域支援について継続して協議していく必要があります。

さらに、災害時においては、高齢者や障害者等の避難行動要支援者を中心とした地域住民への迅速で適切な避難支援が必要となります。

災害発生時における被害を最小限に食い止めるためには、平常時から支援を必要とする住民の情報を把握し、地域の支援体制を強化するなどの対策が求められます。

県では、災害時における避難行動計画の策定主体である市町村に対して、支援体制の構築に向けた相談支援等の取り組みを行っています。

(2) 福祉人材の確保について

福祉・介護サービスへのニーズは、少子高齢化の進行や世帯構成の変化などにより、多様化、高度化している状況にあり、質の高い福祉・介護サービスを提供するためには、福祉・介護サービスを担う人材の安定的な確保が必要となります。

少子高齢化の進行等に伴い、年少人口や生産年齢人口が減少することが見込まれていることに加え、離職率が高い状況が続いているなど、福祉・介護人材の確保は厳しい状況にあります。

福祉・介護サービスの仕事が魅力ある職業としてのイメージアップを図り、今後さらに拡大する福祉・介護ニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが喫緊の課題となっています。



第3章

計画の目標と支援施策の展開

第1 計画の目標

第2 支援施策の展開

第3章 計画の目標と支援施策の展開

第1 計画の目標

全ての県民が、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らしていくことができるようにするためには、互いに支え合いながら、様々な課題に積極的に取り組むことが重要です。そのため、「ユイマール」や「イチャリバチョーデー」に象徴される県民の心に根ざした相互扶助の精神を発展させ、「安全・安心な沖縄らしい優しい社会の構築」を目指していくために、次に掲げる5つの支援施策に取り組んでまいります。

- 1 安心して暮らせる地域福祉の仕組みづくり
地域において住民が安心して暮らせるよう、見守り・支え合い体制の整備、災害時の支援体制づくりに努めます。
- 2 地域福祉を支える担い手づくり
多様化する福祉ニーズに対応するため、福祉サービスを支える担い手の養成・確保を図るとともに、質の向上に努めます。
- 3 安心できる地域福祉サービスの基盤づくり
住民に身近で切れ目のない相談体制の構築、利用者の側に立った福祉サービスの基盤づくりを推進していきます。
- 4 安心して子育てのできる地域社会づくり
全ての子ども達の健やかな成長に向けて、子どもの貧困対策や子育て支援等に取り組むとともに、次世代を育む場としての地域社会づくりに努めていきます。
- 5 市町村地域福祉計画の策定の支援・促進
地域福祉の推進のため、市町村の地域福祉計画の策定を支援していきます。

第2 支援施策の展開

安全・安心な沖縄らしい優しい社会の構築に向けた県の施策体系

1 安心して暮らせる地域福祉の仕組みづくり

- (1) 福祉セーフティネットの形成
 - ア 見守り・支え合い体制の整備
 - イ 生活困窮者の支援体制の整備
- (2) 共助・共創の地域づくり
 - ア 民生委員・児童委員活動の推進
 - イ 地域における福祉活動の充実
- (3) 災害時の支援体制づくり
 - ア 災害時要援護者避難支援計画の策定促進等

2 地域福祉を支える担い手づくり

- (1) 地域福祉活動を支える人材の育成
 - ア 市町村社会福祉協議会職員等の資質向上
 - イ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の育成
 - ウ ボランティアやNPO等の活動の促進
- (2) サービスを担う人材の確保
 - ア 福祉人材の養成・確保
 - イ 福祉人材の質の向上
 - ウ 魅力ある福祉の職場づくり

3 安心できる地域福祉サービスの基盤づくり

- (1) 地域の人々を支える相談支援体制の充実・強化
 - ア 権利擁護の推進
 - イ 相談支援体制の整備・充実
- (2) サービスの質の向上
 - ア 第三者評価の受審促進
 - イ 福祉サービスに関する苦情を解決する体制整備

4 安心して子育てのできる地域社会づくり

- (1) 子どもの貧困対策の推進
- (2) 要保護児童やひとり親家庭等への支援
- (3) 地域における子育て支援の充実

5 市町村地域福祉計画の策定の支援・促進

1 安心して暮らせる地域福祉の仕組みづくり

(1) 福祉セーフティネットの形成

ア 見守り・支え合い体制の整備

要支援者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員、ボランティア、地域住民のほか、民間事業者などを含めたさまざまな主体による見守り・支え合い体制を整備する必要があります。

各種団体、民間事業者などによるネットワーク作りを支援するとともに、地域包括ケアシステムの構築を見据えた視点で、見守り・支え合い体制の充実強化を図ります。

イ 生活困窮者の支援体制の整備

生活困窮者の支援体制の整備については、平成27年度から施行された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言等を行う自立相談支援窓口を設置しています。

生活困窮者の状況に応じた支援として、衣食住の提供等を行う一時生活支援事業、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う就労準備支援事業、貧困の連鎖を防止するための子どもの学習支援事業や、低所得者等への生活福祉資金の貸し付けを実施しています。

就労準備支援事業については、生活保護法に基づく被保護者就労準備支援事業と一体的に実施しており、生活困窮者及び生活保護受給者の切れ目のない支援体制を構築しています。

また、就労訓練事業に取り組む民間企業の参入促進や相談支援員等の研修等を実施し、支援体制の充実を図っています。

さらに、支援体制の連携強化のため、関係機関等で構成される協議会等を設置するほか、市町村との連絡会議等を開催し、情報交換、支援方法の共有及び社会資源の開発に取り組めます。

(2) 共助・共創の地域づくり

ア 民生委員・児童委員活動の推進

民生委員・児童委員は、地域の中で住民の立場に立った援助活動を行っており、地域福祉活動の重要な担い手となっています。しかし、本県では充足率が低い状況が続いており、市町村や民生委員児童委員協議会と連携を深めながら、民生委員・児童委員活動について周知を図り、全国平均の充足率97.8%を目指し、担い手の確保に努めていきます。

また民生委員・児童委員の活動を支援するため、研修の充実を図っていきます。

イ 地域における福祉活動の充実

地域のニーズの多様化に対応するためには、地域社会の中で活動するボランティアの役割が重要です。

地域で安心して暮らせる社会を実現するために、県民一人ひとりが主体的にボランティア活動ができるような体制作りが必要となっています。

そのため、沖縄県社会福祉協議会が運営している「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」の運営を補助し、市町村ボランティアセンターへの支援や、ボランティア・NPO活動の普及啓発、ボランティアコーディネーターの養成などを行っていきます。

(3) 災害時の支援体制づくり

ア 災害時要支援者避難計画の策定促進等

災害発生時に、高齢者や障害者等の支援が必要な住民の避難支援が的確に行われるには、情報の把握や避難誘導時の支援体制等を定めた支援計画の策定や状況に応じた内容の見直しが必要となってきます。

県では、実施主体となっている市町村に対し、情報提供や助言等を行うことにより、計画の策定・更新を支援するとともに、沖縄県ボランティア・市民活動支援センターや市町村ボランティアの相互連携体制の構築の下、災害時におけるボランティアの迅速かつ組織的な活動を展開していきます。

2 地域福祉を支える担い手づくり

(1) 地域福祉活動を支える人材の育成

ア 市町村社協職員等の資質向上

地域福祉の重要な担い手である社会福祉協議会職員にはそれぞれの地域の課題を把握し、関係機関との連携を図りながら速やかにニーズに対応することが求められています。

県社会福祉協議会と連携し、市町村社会福祉協議会職員に対して、必要な情報や先進事例を紹介するなど活動をサポートし、資質向上を支援します。

イ コミュニティソーシャルワーカーの育成・配置

コミュニティソーシャルワークとは、社会福祉に関する知識やネットワークを活かし、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対し、支援などを展開するものであり、コミュニティソーシャルワーカーとは、市町村社会福祉協議会等に配置され、既存の福祉サービスだけでは対応が困難な福祉課題の解決に取り組む役割を担っています。

コミュニティソーシャルワーカーの育成のため、コミュニティソーシャルワークの技法を用いて支援活動を行う市町村社会福祉協議会職員等に対し研修を行い、その重要性などを認識してもらうことで、コミュニティソーシャルワーカーの配置を促進していきます。

ウ ボランティアやNPO等の活動の促進

ボランティア・NPOは、行政や企業では十分に対応できなくなった社会的ニーズに、柔軟性を持って速やかに対応することができ、住民が自主的に助け合い、支え合う地域社会を作っていくための役割を担っています。

県では「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」への支援を

通して、市町村ボランティアセンターへの支援や、ボランティア・NPO活動に関する情報提供、普及啓発等を行い、ボランティア・NPOが活動しやすい環境づくりについて、積極的に促進していきます。

(2) サービスを担う人材の確保

ア 福祉人材の養成・確保

今後益々増大することが見込まれる高齢者や障害者等の介護をはじめとする福祉サービス、子育て支援等のニーズに対応するためには、これらの福祉サービスを支える担い手の安定的な養成・確保を図る必要があります。

そのためには、県、市町村、福祉・介護サービス従事者の養成施設及びサービスを提供する事業者が、従事する人材の養成・確保を総合的に推進することが重要です。

それぞれの関係機関は、サービス管理責任者などの養成を図るための研修の実施や各種セミナー等の活用により、連携しながら人材の養成に必要な支援策を実施するほか、養成施設等の新規卒業者を確保する施策を実施するなど、様々なニーズに応じた人材の養成・確保を図っていくことが必要です。

県では、養成施設等と連携し、福祉サービスを担う人材の養成と確保に取り組むとともに、沖縄県社会福祉協議会に設置された福祉人材研修センターやハローワーク等関係機関と連携を図りながら、福祉分野における無料職業紹介、社会福祉事業に従事しようとする者に対する就職説明会、社会福祉事業経営者等に対する相談援助を行うなど、人材の安定的確保に努めます。

また、離島・過疎地域を含め、福祉・介護分野の事業所が地域のなかで研修を行えるようなしくみの構築を支援するなど、個々の事業所や地域における人材育成やキャリアパス形成のための取組みを促進します。

イ 福祉人材の質の向上

福祉サービスは、人を相手とし、人の手によって行われるサービスであることから、高齢者、障害者、子育て支援などニーズが多様化する中、サービスの質を確保し、適切な福祉サービスを提供するためには、高度な専門性や幅の広い知識、実践力、さらには高い人権意識を備えた人材を養成する必要があります。

そのためには、高齢者や障害者等の権利擁護や尊厳を支えるケアの実現に向けた研修を実施していくほか、現場において、それらの取り組みを推進できる指導者を養成するため、施設等の責任者や指導的立場にある方を対象にした研修を実施する必要があります。

また、沖縄県は島しょ県であり、他県に比べて研修参加の機会が限られるなど、人材育成について不利な状況があることから、日常的な職場内研修（OJT）の実施を促進するなど、地域の実情に応じた工夫を行っていく必要があります。

社会福祉事業従事者については、福祉人材研修センターにおいて、新任職員、中堅職員、管理者など階層毎やテーマ別の研修を行い、専門知識や技術力の向上に努めます。

また、各種の福祉サービスに関する資格保持者に関し、現任研修の制度がないもの、定着が思わしくないもの等については、県独自で現任研修やスキルアップ研修を実施するなど、質の高い人材の養成に取り組めます。

ウ 魅力ある福祉の職場づくり

福祉の現場では、高度な専門性や、幅広い知識、技術等の実践が行われているにも関わらず、それに見合った処遇が得られない例が見受けられることから、福祉人材の確保が厳しい状況にあります。

労働環境の改善や福利厚生充実を図るとともに、福祉・介護の仕事のイメージアップなど、魅力ある福祉・介護職場づくりを推進するために、事業主が労働環境の整備や給与改善等に取り組むことで、職員の社会的・経済的な評価が高まっていく好循環を生み出すことも期待できることから、事業主の取り組みがより一層促進されるような施策を講じていきます。



3 安心できる地域福祉サービスの基盤づくり

(1) 地域の人々を支える相談支援体制の充実・強化

ア 権利擁護の推進

認知症高齢者や知的障害者等により判断能力が十分でないため、必要な福祉サービスが受けられず、日常生活に支障をきたす事例が増えています。このような方々の判断能力を補い、権利を保護するものとして成年後見制度と日常生活自立支援事業があります。

成年後見制度については、本人や親族による申立の他、申立を行える親族がいなかったり、親族が申立を行う意思がない場合など、必要があれば市町村長が法定後見開始の審判等の申立を行うことが可能となっています。

県では、市町村等と連携協力して権利擁護を推進する体制を構築し、市町村長が法定後見開始の審判等の申立を積極的に行えるよう、情報提供、技術的助言等を行っていきます。

また、高齢化による成年後見制度の需用の高まりに伴い、弁護士等の専門職のみでなく、市民を含めた後見人（市民後見人）を中心とした支援体制を構築していきます。

日常生活自立支援事業については、事業の担い手である専門員や生活支援員への研修等による資質向上、成年後見制度へのつなぎなど、より効率的、効果的な事業の実施に努めます。

また、高齢や障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等に対して支援を行う地域生活定着支援事業については、矯正施設や保護観察所等の司法機関、福祉サービス事業所と連携体制の構築の下、支援の充実に努めます。

さらに、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けて、障害のある人に対する差別や偏見、権利利益の侵害をなくし、人としての権利が保障されるよう障害のある人の権利擁護を推進します。

イ 相談支援体制の整備・充実

住民が福祉サービスを利用するに当たっては、いつでも気軽に相談ができ、複雑な問題を整理できるように、それぞれの役割分担や横の連携を密にした対応ができるような相談支援体制が必要であり、できるだけ身近なところに相談窓口が整備されていることが必要です。

さらに、どこに相談しても事案に応じて適切な情報やサービスの提供につながっていくように、縦割りではなく、専門領域を超えた相談機関相互、あるいは相談機関と施設・事業者等のネットワークが切れ目なく、重層的に構築されていることが望まれます。

そのため、住民に身近な相談の窓口として、市町村役場、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、障害者生活支援センター、児童家庭支援センター、就職・生活支援パーソナルサポートセンター、市町村社会福祉協議会等の関係機関が連携しながら地域福祉の課題に対する相談・支援の取り組みを進めます。

また、民生委員・児童委員等の各種相談員への相談支援従事者研修の充実を図るとともに、障害者自立支援協議会や生活困窮者自立相談支援事業等運営協議会等の協議会における検討を踏まえ、相談支援体制の充実強化、人材育成等について継続的に取り組んでいきます。

(2) サービスの質の向上

ア 第三者評価の受審促進

これまで行政処分として実施してきた福祉サービスは、その利用方法を措置制度から利用契約へと移し、利用者自身が施設やサービス内容を選択できる利用者本位の制度へと変化してきました。利用者が自らが必要とするサービスを適切に選択して享受するためには、サービス内容の情報について正確に知ることが重要です。また、福祉サービスの事業者においては、自らが提供する福祉サービスについて客観的な視点から認識し、質の向上に努める必要があります。

こうした観点から、事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的立場から評価する「第三者評価」の受審を促進することにより、福祉サービスの質の確保に努め、また、その評価結果が利用者の適切なサービス選択に資するための情報源となるように推進していきます。

イ 福祉サービスに関する苦情を解決する体制整備

福祉サービスの苦情や要望は、利用者と福祉サービス事業者との間で解決されることが基本であり、各事業所は、苦情解決責任者、苦情受付担当者や中立公正の立場から解決を図る第三者委員を置くなどの苦情解決体制を整備することが求められています。

こうした制度を利用してもなお、当事者間において解決することが難しい場合には、利用者が安心して福祉サービスを利用することができるよう、公的・中立的な立場から解決を図っていく必要があります。

そのため、沖縄県は福祉サービスの利用者と提供事業者間で解決が困難な苦情を適切に解決する公正・中立な第三者機関として、沖縄県福祉サービス運営適正化委員会を支援します。

4 安心して子育てのできる地域社会づくり

(1) 子どもの貧困対策の推進

貧困状態で暮らす子どもは、家庭環境、学力、健康など様々な面で不利な状況に置かれるほか、大人になった後の就労、所得、生活水準にも悪影響を与えたとの指摘があります。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子ども達が夢と希望を持って成長していける社会の実現に向けて、総合的な子どもの貧困対策の推進に取り組んでいきます。

(2) 要保護児童やひとり親家庭等への支援

要保護児童に対しては、民生委員・児童委員等の地域福祉の担い手と、市町村や児童相談所等の関係機関が連携のうえ、必要な支援につなげるよう、ネットワーク体制の強化に努めます。

また、厳しい経済状況下で様々な問題を抱えているひとり親家庭等が多いことから、就業支援や技能習得支援など、必要な支援策の一層の充実に努めていきます。

(3) 地域における子育て支援の充実

都市化や核家族化の進行等により、地域からの子育てに関する助言や協力を得ることが困難な状況となっていることから、育児に対する不安が増大し、さらなる少子化の進行につながる懸念されます。

こうした状況の中で、地域の中で子育てしやすい環境づくりに取り組むことが必要です。

そのためには、待機児童の解消に向けた保育所整備や認可外保育施設への支援、認可等を推進する施策と地域福祉の担い手である民生委員・児童委員、ボランティア、NPO等が連携することにより、地域ぐるみで子育て支援体制の充実に努めます。

5 市町村地域福祉計画の策定の支援・促進

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定された計画であり、市町村が地域の実情に応じて地域福祉の推進に積極的に取り組むためには、この計画の策定が必要不可欠のものです。

地域福祉計画の策定には、その策定過程や実践過程での主体的な住民参画による社会的活動への継続した取組が、地域活性化や個性ある地域文化の醸成につながるというメリットも期待できます。

地域福祉計画に盛り込むべき事項として、社会福祉法第107条では、
①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
の3点が掲げられています。

また、「市町村地域福祉計画の策定について」（平成19年8月10日社援総発第0810001号厚生労働省社会・援護局長通知）では、

①要援護者の把握に関する事項
②要援護者情報の共有に関する事項
③要援護者の支援に関する事項
が掲げられています。

更に、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成26年3月27日社援発0327第13号厚生労働省社会・援護局長通知）では、「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」として、

①生活困窮者自立支援法策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
②生活困窮者の把握等に関する事項
③生活困窮者の自立支援に関する事項
が掲げられています。

各市町村においては、地域の創意と独自性を活かしながら、これらの事項について具体的な内容を検討するとともに、その他必要な事項を加えて計画に盛り込むこととなります。

なお、社会福祉法第107条に掲げられている事項が盛り込まれ、策定・見直しに当たって住民参加等による住民意見の反映について十分配慮が行われたものであれば、市町村総合計画や保健分野等の計画の中に、地域福祉計画を位置づけることで計画の策定とすることもできます。また、複数の市町村が共同して計画を策定することも可能です。

県としては、「沖縄県地域福祉計画策定指針」を策定しているほか、全ての市町村において地域福祉計画が速やかに策定されるよう、子ども生活福祉部や関係出先機関において、会議や研修会、情報提供等を通して市町村の計画策定及び改定を支援していきます。

第4章

地域福祉の推進に向けた各主体の役割

第4章 地域福祉の推進に向けた各主体の役割

1 県の役割

- ・ 県計画において基本の方針等を示し、市町村地域福祉計画の策定や地域福祉計画の推進を支援します。
- ・ 地域福祉に関する様々な情報について、幅広く収集し整理しながら一体的な提供に努めます。
- ・ 市町村が主体的に地域特性を踏まえたきめ細かなサービスを提供できるよう、積極的に専門的・技術的な指導・助言などを行い、支援していきます。
- ・ 市町村単独では実施が困難な広域的な事業や専門的な事業、新たな福祉課題などへの対応については、各種団体等と連携しながら取り組んでいきます。
- ・ 市町村の圏域を越えて活動する団体への支援を行うとともに、地域で福祉活動に携わる多様な人材や団体が相互に情報交換や連携を図ることができるよう行政と民間のネットワーク化を推進します。

2 市町村の役割

- ・ 高齢者、障害者、児童などの対象分野にとらわれず、担当部署が互いに連携し横断的な体制を整備することが求められています。
- ・ 地域住民にとって最も身近な行政機関として、住民のニーズを的確に把握するとともに、地域特性などを踏まえて地域の福祉・保健・医療等に関するきめ細かいサービスの提供が期待されています。
- ・ 地域福祉を推進する多様な団体等を積極的に支援する役割を担っていくことが必要です。特に、地域福祉推進の中核的担い手として位置付けられている市町村社会福祉協議会とは十分な連携を図り、一体となりながら進めていくことが求められています。
- ・ 地域住民に対して地域福祉の方向性や具体的な取組みを十分理解してもらうため、地域福祉計画を策定し、地域福祉を計画的に推進することが求められています。

3 県社会福祉協議会の役割

- ・社会福祉協議会は、地域の福祉関係者によって構成され、社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられています。

県社会福祉協議会は、行政機関や市町村社会福祉協議会を広域的な見地から相互に繋ぐだけでなく、地域住民を始め、NPO、社会福祉事業関係者との協働を通し、地域福祉活動を総合的に推進していくことが求められます。

4 市町村社会福祉協議会の役割

- ・市町村社会福祉協議会は、地域福祉の現場に根ざした組織として、地域の福祉課題に取り組み、各種相談援助事業をはじめ、地域福祉への参加の推進やボランティア、配食サービス等地域福祉を推進する中核的な役割を担っており、市町村と十分に連携を図り、一体となった計画策定への積極的な協力が期待されています。

5 沖縄県共同募金会の役割

- ・共同募金は、住民相互の助け合いを基調として、民間福祉活動を支える重要な財源となっています。赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動を通して、社会福祉協議会、ボランティア、NPO等の活動の活性化に繋がることが期待されています。

6 社会福祉法人の役割

- ・高い公益性を有する社会福祉法人は、利用者に対する質の高い福祉サービスの提供に加えて、利用者の苦情や要望を適切に解決する体制整備を行う必要があります。

また、人材やノウハウの提供などの専門性を生かして自ら積極的に地域活動へ参加し、周辺地域における住民との連携により、地域福祉の向上に貢献する役割が期待されています。

さらに、マネジメントにあたっては、財務諸表等の開示を積極的に行い、透明性の確保に努めることが求められています。

7 各種専門職団体の役割

- ・ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の様々な専門職の団体については、専門的な知識や技術を活かして、沖縄県やその他の団体と連携しながら、地域福祉に関する課題へ対応することが期待されます。

8 企業等の役割

- ・ 企業等は、福祉サービスを提供する事業主体としての役割や地域住民の雇用を提供する雇用創出機能としての役割、地域の一員として地域福祉活動に参画していく社会貢献の役割など多様な機能を担っています。

特に食品・飲料の宅配業者や新聞・郵便等の配達員などによる安否確認などは、行政サービスを補完する重要な機能の一つとして期待されます。

また、生活困窮者就労訓練事業へ積極的に参入し、生活困窮者等が就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を実施することにより、生活困窮者等の自立を支援するとともに、労働力の確保に資することも期待されています。

9 民生委員・児童委員の役割

- ・ 民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、地域福祉の向上のために活動を行っています。

その活動範囲は多岐にわたり、生活相談や行政への要望等を行っており、地域で一番身近なボランティアとして、支援を必要とする地域住民と行政や専門機関をつなぐ橋渡し役を努めています。

民生委員・児童委員は地域に密着した活動に取り組んでおり、地域福祉を推進するための重要な役割を担っています。

10 ボランティア・NPOの役割

- ・ ボランティア・NPOは、行政や企業では十分に対応できなくなった社会的ニーズに、柔軟性を持って速やかに対応することができ、住民が自主的に助け合い、支え合う地域社会を作っていくための役割を果たしています。地域コミュニティが希薄化する中、ボランティア・NPOの活動に参加することや、そのサービスを受けることで、生きが

いや喜びをもたらすとともに、安心して生活できる地域づくりに大きな力を発揮することが期待されます。

11 地域住民の役割

- ・ 地域に暮らす住民は、サービスの受け手に止まらず、地域福祉の担い手として福祉サービスを提供する側としても積極的に地域に関わっていくことが求められています。地域住民自らがボランティアやNPOなどへの積極的な参加を通じて、地域の課題に取り組んでいくことが期待されています。



第5章

計画の推進について

第1 計画の推進体制

第2 計画の進行管理

第5章 計画の推進について

第1 計画の推進体制

1 県の推進体制

福祉分野はもとより、教育、就労、交通、住宅、まちづくりなど生活分野を担当する関係部局と緊密な連携を図りながら、県政の様々な分野で地域福祉の視点から横断的な施策を推進します。

地域福祉の推進を一層効果的・効率的に支援するため、沖縄県社会福祉協議会との関係を強化し、支援のあり方など幅広い検討を進めます。

2 市町村・関係団体・地域住民等との連携

本計画や市町村地域福祉計画の着実な推進に向けて、市町村担当課長会議の開催等を通じて、市町村と地域福祉に関する情報・意見の交換や地域福祉施策に関する協議・検討を行います。

また、外部有識者等で構成する沖縄県社会福祉審議会や関係団体、地域住民等の意見も聴きながら本計画を進めます。

第2 計画の進行管理

1 施策・事業の推進

市町村・県民との協働を基本に、持続可能なバランスのとれた施策体系の構築を目指し、幅広く意見や提言を求めながら、効果的・効率的な施策展開に努め、地域福祉の一層の推進に取り組んでいきます。

2 進捗状況の把握と公表

本計画の進捗状況については、適宜、ホームページ等を活用して、広く県民に情報を提供するとともに、「沖縄県社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、計画の有効性、効率性及び関与の必要性等につい

て助言や提言を求めながら、適切な進行管理に努めます。

また、必要に応じて、沖縄県社会福祉審議会に報告し、パブリックコメントにより広く県民の意見などを聴きながら、公正性と透明性を確保し、本計画の改定に反映していきます。

沖縄 21 世紀ビジョン実施計画（平成 24 年度～平成 28 年度）の目標値 沖縄県地域福祉支援計画関連

1 安心して暮らせる地域福祉の仕組みづくり

指標名	沖縄県の現状 (基準年)	平成33年度の目標	全国の現状 (参考年)
民生委員・児童委員の充足率	88.2% (22年)	97.8%	97.8% (22年)
県人口に占めるボランティア数	5.4% (21年)	6.30%	5.7% (21年)
災害時要支援者避難計画の策定市町村数	15市町村 (37%) (23年)	41市町村	1,262市町村 (73%) (23年)

2 地域福祉を支える担い手づくり

指標名	沖縄県の現状 (基準年)	平成33年度の目標	全国の現状 (参考年)
コミュニティソーシャルワーカーの配置数	10人 (24年)	41人	—
NPOと県の協働事業数	71事業 (22年)	100事業	—
民生委員・児童委員の充足率【再掲】	88.2% (22年)	97.8%	97.8% (22年)
ボランティアコーディネーター数	0人 (24年)	40人	—
県人口に占めるボランティア数【再掲】	5.4% (21年)	6.30%	5.7% (21年)

3 安心できる地域福祉サービスの基盤づくり

指標名	沖縄県の現状 (基準年)	平成33年度の目標	全国の現状 (参考年)
日常生活自立支援事業の利用者数	477人 (23年)	740人	—
福祉サービス第三者評価事業	5件 (24年)	40件	—

4 安心して子育てのできる地域社会づくり

指標名	沖縄県の現状 (基準年)	平成33年度の目標	全国の現状 (参考年)
民生委員・児童委員の充足率【再掲】	88.2% (22年)	97.8%	97.8% (22年)
県人口に占めるボランティア数【再掲】	5.4% (21年)	6.30%	5.7% (21年)
NPOと県の協働事業数【再掲】	71事業 (22年)	100事業	—

用語解説

用語解説 (50音順)

<あ行>

イチャリバチョーデー

「出会えば人は皆兄弟」という意味の沖縄の格言。沖縄の人々の親和性、寛容性、おおらかさを表す。

NPO

「Non-Profit Organization」の略。民間非営利団体。保健・医療・福祉、環境等の様々な分野で社会的・公益的な活動を組織的・継続的に行う組織のこと。NPO法人とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人のこと。

沖縄 21 世紀ビジョン基本計画

これまでの沖縄振興分野を包含する総合的な基本計画であり、沖縄21世紀ビジョンで示された県民が描く将来像（概ね2030年）の実現に向けた取組の方向などを踏まえ、沖縄の福利を最大化すべく、計画における「基本方向」や「基本施策」などを明らかにしたもの。

沖縄振興特別措置法に位置付けられた沖縄振興計画としての性格を持ち合わせた沖縄県の施策の基本となるものであり、国、市町村等においても尊重されるとともに、県民をはじめ企業、団体、NPOなどの各主体の自発的な活動の指針となるもの。

<か行>

介護福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者の心身の状況に応じた介護を行うとともに、介護を要する者及び介護者に対して介護に関する指導を行う業務に携わる人。社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格。

キャリアパス

どんな仕事をどれぐらいの期間担当し、どの程度の習熟レベルに達すれば、どのようなポストに就けるのか等、キャリアアップのための道筋や基準・条件を明確化した人材育成制度。

共同募金

社会福祉法第113条で規定されている第一種社会福祉事業のこと。

共同募金会という民間の団体によって、都道府県を単位として行われている募金で、高齢者や障害者に対する福祉の充実や、地域福祉活動の啓発や推進のためなどに使われている。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値で、一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均を示す。

<さ行>

社会的孤立

家族や地域社会との関係が希薄で、人との接触がほとんどない状態。単身世帯の増加、若者の社会的自立の遅れなどが背景にあり、孤独死や貧困などの問題の原因となっている場合もある。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく、地域福祉の増進を図ることを目的とする団体のこと。各都道府県、指定都市及び区、市町村単位に設置されており、一般的に「社協」と呼ばれている。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活に支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に携わる人。社会福祉士及び介護福祉士法に基づく国家資格。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持できなくなるおそれのある者のこと。

生活福祉資金

低所得者、高齢者、障害者に対して、低金利または無利子での資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、安定した生活を確保することを目的としている。

精神保健福祉士

専門的知識及び技術をもって、精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う業務に携わる人。精神保健福祉士法に基づく国家資格。

制度外サービス

行政が、各種制度に基づき直接・間接的に提供するサービスでは充足されないニーズに対応するサービス。例えば、地域住民、ボランティア、NPOなどによる支援活動がこれに該当する。

成年後見制度

認知症や精神上的の障害などにより判断能力が不十分なために、不動産売買の契約の締結などの法律行為を行う意思決定が困難な人に対し、代理人を選任し保護する制度のこと。

専門職団体

福祉、医療、法律などの専門的資格を有する専門職従事者らが、自己の専門技術の研鑽、地位向上などを目的として設立した団体。

<た行>

第三者評価

福祉サービスを提供する事業者のサービスの質について、公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行う仕組みのこと。

団塊の世代

第二次大戦直後数年間のベビーブーム時に生まれた世代。通常、昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）にかけて生まれた世代のことをいう。

地域包括ケアシステム

介護が必要な状態となっても住み慣れた自宅や地域で暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供する支援体制のこと。

地域包括支援センター

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの4つの事業を地域において一体的に実施する中核的機関のこと。

<な行>

内部障害

身体障害者福祉法に規定されている内蔵の機能障害のことで、心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害などがある。障害を有することで、日常生活が著しく制限される。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が十分でない人が、地域で自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスの利用支援や日常の金銭管理等を行う事業のこと。

ニート（NEET）

「Not in Education, Employment, or Training」の略で、就学、就労、職業訓練のいずれも行っていないことを意味しており、日本では、15歳から34歳までの非労働力人口のうち、通学しておらず、家事を行っていない若者無業者を指す。

<は行>

パブリックコメント

公的な機関が、規則あるいは命令などを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続きをいう。

非正規雇用

期間を限定して、比較的短期間で契約を結ぶ雇用形態のこと。派遣労働者、アルバイト、パートタイマーなどが含まれる。

福祉サービス運営適正化委員会

社会福祉法第83条に規定されている「運営適正化委員会」のことで、福祉サービスに関する苦情等を適切に解決し、利用者の権利を保護するために都道府県社会福祉協議会に設置されている機関のこと。

<ま行>

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣の委嘱を受け、地域において住民の立場に立った援助活動を行っている。なお、民生委員は児童福祉法に基づく児童委員を兼務しており、児童及び妊産婦の福祉を向上するための活動も行っている。

<や行>

ユイマール

「ユイ（結い、協働）」と「マール（回る、順番）」の意で、順番に労力交換を行うことを表していたが、冠婚葬祭などにも広がり、転じて「助け合い」や「相互扶助」を意味するようになっている。

参考資料

- 1 策定委員会の名簿等
- 2 その他資料

参考資料

1 策定委員会の名簿等

○沖縄県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(任期：平成24年9月14日～平成27年9月13日)

区分	所属団体名等	役職名	氏名(ふりがな)	備考
学識経験者	元琉球大学法文学部	—	高嶺 豊 (たかみね ゆたか)	
	沖縄女子短期大学 児童教育学科	准教授	砂川 麻世 (すながわ あさよ)	
	うむやす法律事務所	—	野崎 聖子 (のざき せいこ)	
	公益社団法人 沖縄県看護協会	副会長	永吉 ルリ子 (ながよし るりこ)	
社会福祉事業従事者	社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会	常務理事	比嘉 成和 (ひが なりかず)	分科会長
	社会福祉法人 八重瀬町社会福祉協議会	事務局長	石川 健 (いしかわ つよし)	
	社会福祉法人 沖縄県身体障害者福祉協会	常務理事	上間 彰 (うえま あきら)	
	沖縄県児童養護協議会	—	山本 牧生 (やまもと まきお)	
	沖縄県老人福祉施設協議会	副会長	金城 武 (きんじょう たけし)	
	沖縄県社会福祉施設経営者協議会	会長	崎濱 秀政 (さきはま ひでまさ)	
	沖縄県民生委員児童委員協議会	副会長	新城 ヒロ子 (しんじょう ひろこ)	
	浦添市福祉部	部長	嘉味田 朝 (かみだ とも)	

(沖縄県社会福祉審議会委員の名簿順による)

○沖縄県社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(任期：平成27年9月14日～平成30年9月13日)

区分	所属団体名等	役職名	氏名(ふりがな)	備考
学識経験者	一般社団法人 沖縄県介護福祉士会	理事	福井 彰雄 (ふくい あきお)	
	沖縄女子短期大学 児童教育学科	准教授	砂川 麻世 (すながわ あさよ)	
	美ら島法律事務所	—	横江 崇 (よこえ たかし)	
	公益社団法人 沖縄県看護協会	副会長	永吉 ルリ子 (ながよし るりこ)	
社会福祉事業従事者	社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会	常務理事	比嘉 成和 (ひが なりかず)	分科会長
	社会福祉法人 八重瀬町社会福祉協議会	事務局長	石川 健 (いしかわ つよし)	
	社会福祉法人 沖縄県身体障害者福祉協会	常務理事	上間 彰 (うえま あきら)	
	沖縄県児童養護協議会	会長	玉城 孝 (たまき たかし)	
	沖縄県老人福祉施設協議会	副会長	玉城 篤子 (たまき あつこ)	
	沖縄県社会福祉施設経営者協議会	会長	高宮城 克 (たかみやぎ かつ)	
	沖縄県民生委員児童委員協議会	会長	藏當 博文 (くらとう ひろふみ)	
	糸満市福祉部	部長	真栄里 美保 (まえざと よしやす)	

(沖縄県社会福祉審議会委員の名簿順による)

2 その他資料

○沖縄県地域福祉支援計画の策定経緯

項目	日時	主な内容等
各都道府県への取組状況調査	平成26年8月	各都道府県における地域福祉支援計画策定（改定）状況の調査
地域福祉支援計画の策定に向けた庁内会議（3回）	平成26年10月 ～ 平成27年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定方法について ・計画策定のスケジュールについて ・計画の骨子について
第1回地域福祉専門分科会	平成27年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・「沖縄県地域福祉支援計画（仮称）」の諮問 ・分科会の役割について ・計画の概要について ・計画策定のスケジュールについて
第2回地域福祉専門分科会	平成27年9月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要について ・計画策定のスケジュールについて ・前回の意見に対する事務局の考え方について
市町村説明会（5圏域）	平成27年11月	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の概要について ・計画策定のスケジュールについて
パブリックコメントの実施	平成27年11月 ～ 平成27年12月	計画（素案）に対する県民からの意見照会
第3回地域福祉専門分科会	平成28年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの経緯説明 ・最終案の報告
答申	平成28年3月	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉審議会委員長への最終案の説明 ・社会福祉審議会からの答申（委員長⇒沖縄県）

○社会福祉法（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

（都道府県地域福祉支援計画）

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらか

じめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

○沖縄県社会福祉審議会条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 法第7条第1項に規定する審議会の名称は、沖縄県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

（任期）

第3条 審議会の委員の任期は、3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（専門分科会）

第8条 審議会に、法第11条第1項に規定する専門分科会のほか、老人福祉に関する事項を審議するため、老人福祉専門分科会を、社会福祉施設の整備に関する事項を審議するため、社会福祉施設専門分科会を、地域福祉に関する事項を審議するため、地域福祉専門分科会を置く。

- 2 専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 5 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

○沖縄県社会福祉審議会運営要領（抜粋）

（趣旨）

第1条 この要領は沖縄県社会福祉審議会条例（平成12年3月31日条例第16号）第12条の規定に基づき、沖縄県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員長及び副委員長）

第2条 審議会に委員の互選による委員長を置くほか、委員長の指名により副委員長を置く。

2 委員長が欠けたとき、又は職務を行うことができないときは、副委員長がその職務を代理する。

（専門分科会）

第3条 審議会に、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第11条及び第12条の規定に基づき次の専門分科会を置く。

(1)～(5) 略

(6) 地域福祉専門分科会

2 専門分科会の委員数及び審査事項については、別表に定めるもののほか審議会が定める。

別表（抜粋）

分科会	委員数	審議事項
地域福祉専門分科会	12人	1. 地域福祉支援計画に関すること。 2. 地域福祉に関すること。

（分科会長及び副分科会長）

第4条 分科会にその分科会に属する委員の互選による分科会長を置くほか、分科会長の指名により副分科会長を置く。

2 分科会長が欠けたとき、又は職務を行うことができないときは、副分科会長がその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会及び専門分科会並びに審査部会（以下「審議会等」という。）は必要に応じ開催し、審議会については委員長が、専門分科会については専門分科会長が、審査部会については部会長がそれぞれ招集し、会議の議長となり議事を掌理する。

- 2 専門分科会は、書面による審査を行うことが適当であると認められるときは、書面による審査を行うことにより会議に代えることができる。
- 3 審査部会は、書面をもって部会の委員の意見を求めることが適当であると認められるときは、書面をもってそれぞれの部会の委員の意見を求めることにより会議に代えることができる。
- 4 審議会等は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決を行うことができない。
- 5 審議会等の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第7条 委員長は、審議会の決定事項を知事に報告しなければならない。

- 2 専門分科会長は、決定事項について速やかに委員長に報告しなければならない。

沖縄県地域福祉支援計画

平成 28 年 3 月

発行 沖縄県

編集 沖縄県子ども生活福祉部福祉政策課

〒 900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

電話：098-866-2177

FAX：098-866-2758

